

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の損害賠償請求等） 第五十七条の三（略） 2・3（略） 4（略） 一・二（略） 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生債務者等</p> <p>5―7（略）</p> <p>附 則</p> <p>1―4（略） （災害復旧事業等に関する特例）</p> <p>5 災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札においては、契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とを使用して入札を行う場合</p>	<p>（知事の損害賠償請求等） 第五十七条の三（略） 2・3（略） 4（略） 一・二（略） 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>5―7（略）</p> <p>附 則</p> <p>1―4（略） （平成三十年七月豪雨災害に係る災害復旧事業等に関する特例）</p> <p>5 平成三十年七月豪雨災害に係る災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札においては、契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とを使用して入札を行う場合に限り、当分の間、広島県契約規則第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨」とあるのは「第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項」とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指名競争入札において競争に参加する者を指名している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。